

鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書

(趣旨等)

- 第1条 鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、鳥取県の所掌する事業に必要な土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を委託に付する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。
- 2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難しいとき又はこれらに記載のない事項については、この仕様書とは別に特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。
- 3 仕様書に記載のない事項については、国土交通省中国地方整備局制定の用地調査等業務共通仕様書（以下「国仕様書」という。）の例による。

(法規の遵守)

- 第2条 受注者は、委託契約及びその施行に当たっては、次の各号の関係法規を遵守しなければならない。
- (1) 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）
 - (2) 土地収用法（昭和26年法律第219号）
 - (3) 測量法（昭和24年法律第188号）
 - (4) その他の関係法規

(用語の定義)

- 第3条 国仕様書の「国土交通省中国地方整備局」及び「中国地方整備局」は「鳥取県」に、「監督職員」は「調査職員」に、「請負」は「委託」に読み替えるものとする。
- 2 国仕様書第2条第11号は、次のとおり読み替えるものとする。
- 「契約書」とは、建設工事に関する設計、調査及び測量の委託に係る標準契約書式について（平成9年4月21日付管第61号）で規定する設計業務等委託契約書（用補）をいう。

(再委託)

- 第4条 国仕様書第8条第5項について、次のとおり読み替えるものとする。
- 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合、適切に履行することのできる技術者及び管理体制を県内に有する者（鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）別表第5右欄に定める条件その他適切に履行することができる条件を具備している者）と契約しなければならない。ただし、適切に履行できる技術者及び管理体制を県内に有する者がいない等の理由で、発注者が認めた場合は、この限りではない。
- なお、協力者が、鳥取県の測量等業務入札参加資格者である場合は、鳥取県による指名停止期間中においては、再委託の契約をしてはならない。

(主任担当者)

- 第5条 国仕様書第5条第2項「主たる補償業務」とは、別表の補償等業務の区分のいずれかによるものとする。
- 「7年以上の実務経験を有する者」とは、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告

示第 1341 号) 第 3 条第 1 項で補償業務の管理をつかさどる専任の者 (以下「補償業務管理者」という。) として認められた者とする。

なお、委託対象設計金額 100 万円未満の業務 (ただし、難易度が高い業務は除く。) については、国仕様書第 5 条第 2 項の適用は行わず、補償業務管理士 (一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。) の資格を有する者 (いずれの部門でも可) 又は補償業務管理者 (いずれの部門でも可) を主任担当者とするものとする。

(照査技術者)

第 6 条 国仕様書第 6 条第 1 項は、次のとおり読み替えるものとする。

受注者は、用地調査等業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

2 国仕様書第 6 条第 3 項「主任担当者と同等の能力と経験を有する者」とは、補償業務管理士の資格を有する者又は補償業務管理者とし、別表によるものとする。

なお、委託対象設計金額 100 万円未満の業務 (ただし、難易度が高い業務は除く。) については、国仕様書第 6 条第 3 項の適用は行わない。

(業務従事者及び担当技術者)

第 7 条 国仕様書第 7 条第 1 項の表は、別表に読み替えるものとする。

なお、変更契約等により別表の補償等業務の区分が追加になった場合は、国仕様書第 7 条第 2 項の通知を行わなければならないが、発注者が通知の必要がないものと判断した場合は、通知を行わないことができるものとする。

(配置技術者等の変更)

第 8 条 受注者は、やむを得ない理由がある場合を除き、主任担当者を変更することができない。

2 受注者は、主任担当者、照査技術者及び業務従事者 (以下「配置技術者等」という。) を変更する時は、配置技術者等の氏名及び変更すべき理由を速やかに発注者に報告し、発注者の承諾を得なければならない。

3 新たに配置する配置技術者等は、契約時において当該配置技術者の要件として定めた資格を有していなければならない。

ただし、資格を有する配置技術者等を保有していない時は、新たに配置する配置技術者が当該配置技術者の要件として定めた資格と同等の技術力を有していると発注者が認めた場合限り、配置技術者の資格を問わないものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

この改正は、平成 21 年 10 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

別表

補償等業務の区分	業 務 内 容	主任担当者の資格	照査技術者の資格	担当技術者の資格
土地調査業務	権利調査、用地測量	補償業務管理士 (土地調査部門) 又は補償業務管理者 (土地調査部門)	補償業務管理士 (いずれの部門でも可) 又は補償業務管理者 (いずれの部門でも可)	補償業務管理士 (土地調査部門)、 測量士、測量士補 又は公共用地取得実務経験者
物件業務	木造建物・木造特殊建物の調査、非木造建物の調査、附帯工作物・立竹木・庭園・墳墓等の調査、居住者・動産に関する調査、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務	補償業務管理士 (物件部門) 又は 補償業務管理者 (物件部門)		補償業務管理士 (物件、機械工作物、事業損失又は営業補償・特殊補償のいずれかの部門)、一級建築士、二級建築士、木造建築士、技術士、公認会計士、会計士補、税理士、中小企業診断士又は公共用地取得実務経験者
機械工作物、営業補償・特殊補償業務	機械設備・生産設備の調査、営業に関する調査、消費税等調査、予備調査、再算定業務、漁業調査	補償業務管理士 (機械工作物又は営業補償・特殊補償部門) 又は補償業務管理者 (機械工作物又は営業補償・特殊補償部門)		
事業損失業務	地盤変動影響調査等	補償業務管理士 (事業損失部門) 又は補償業務管理者 (事業損失部門)		
土地評価業務	土地評価	補償業務管理士 (土地評価部門) 又は補償業務管理者 (土地評価部門)		補償業務管理士 (土地評価部門)、 不動産鑑定士、不動産鑑定士補又は公共用地取得実務経験者
補償関連業務	補償説明、事業認定申請図書等の作成	補償業務管理士 (補償関連又は総合補償部門) 又は 補償業務管理者 (補償関連又は総合補償部門)		補償業務管理士 (補償関連又は総合補償部門) 又は 公共用地取得実務経験者

※用語の定義

- 公共用地取得実務経験者とは、国、地方公共団体等にあつて、公共用地の取得等に関する実務の経験を10年以上有する者をいう。
- 測量士又は測量士補とは、測量法（昭和24年法律用地測量第188号）第48条に規定する測量士又は測量士補をいう。
- 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補とは、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第15条に規定する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補をいう。
- 一級建築士、二級建築士又は木造建築士とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士をいう。
- 技術士とは、技術士法（昭和58年法律第25号）第2条に規定する技術士で当該設備に係る技術士をいう。
- 公認会計士又は会計士補とは、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第17条に規定する公認会計士又は会計士補をいう。
- 税理士とは、税理士法（昭和26年法律第237号）第18条に規定する税理士をいう。
- 中小企業診断士とは、中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令（昭和38年通商産業省令第123号）第4条第1項に規定する診断士をいう。